

伊勢あさま苑指定居宅介護支援事業所運営規程

社会福祉法人 ウェルケア

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ウェルケアが開設する伊勢あさま苑指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員及び支援相談員(以下「支援専門員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護事業が行われることを目的とする。

(運営方針)

第2条 介護事業は、要介護状態等となった場合においても、その契約者が可能な限りその居宅において保有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮を行うものとする。

2、介護事業は契約者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な機関から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3、契約者に提供される指定居宅サービスなどが特定の種類又は特定居宅サービス機関に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

①名称 伊勢あさま苑指定居宅介護支援事業所

②所在地 伊勢市朝熊町3074番地11
(特別養護老人ホーム「伊勢あさま苑」内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者 1名(常勤兼務)
管理者は事業所の支援専門員等の管理、契約者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

②介護支援専門員 2名(常勤兼務1、常勤専従1)
支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、また、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて居宅サービス又は、施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整などを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日 日曜日を除く毎日。ただし、年末年始(12月31日から1月3日まで)を除く。

②営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法と内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法と内容は次のとおりとする。

① 指定居宅介護支援事業運営規程などの説明及び利用申込者の同意

② 受給資格の確認

③ 要介護認定の申請に係る援助

④ 保険給付の請求のための証明書の交付

⑤ 居宅支援サービス計画書の作成

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用額は、次による額とし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

① 居宅支援サービス計画費は居宅介護サービス計画費と同額とし、その額を納入するものとする。

- ② 通常の業務の実施地域を越えて行う指定介護事業に要した交通費は、その実費を納入する。
- ③ 前各号の費用の支払いを受ける場合には契約者及びその家族等に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- ④ その他、利用料等について支払い困難な状況が発生した場合は、管理者と協議のうえ、減額又は免除することができる。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常、伊勢市、鳥羽市及び玉城町を事業の実施区域とする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の作成に関する事項）

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針を整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（その他運営について）

第12

条 指定居宅介護支援事業所は、支援専門員等の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年3回以上

2、支援専門員等は、業務上知り得た契約者及びその家族等の秘密を保持する。

3、支援専門員等であった者に、業務上知り得た契約者及びその家族等の秘密を保持させるため、支援専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を支援専門員等との雇用契約の内容とする。

4、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から改定適用施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から改定適用施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定適用施行する。
この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から改定適用施行する。